

漢魏時代における上奏文処理手続きと皇帝裁可

野 口 優

【要約】 漢代から三国魏にかけていずれも上奏文の最終的な裁可は、皇帝が担っていた。裁可の形式について、漢代及び三国魏では、「可」などの裁可を示す文字もしくは赤い鉤印によるものであった可能性が高い。漢魏時代とも皇帝の署名による認可ではなかった。その上で、漢魏時代とも皇帝の自筆での裁可は必ずしも必要ではなかったことを明らかにした。

そして、漢代から三国魏にかけては、筆跡に対する認識の変化と書写材料としての紙の普及という大きな変化が起こった時期であり、従来の皇帝裁可の制度に影響を与える可能性のある変化が起きた。しかし、詔書の信頼性を担保していたのは、漢魏時代とも印璽であった。最終的に、漢魏時代とも、一貫して上奏文の裁可については、必ずしも皇帝が自筆で裁可を下すわけではなかったという状況が変化することはなかったのである。

史林 一〇一巻六号 二〇一八年一月

はじめに

中国史研究の泰斗である余英時氏によれば、秦漢時代より清代に至るまで、皇帝が国家の大事に対する最終的な決定権を有していた（余一九七六、五〇頁）。渡辺信一郎氏もまた、三世紀からはじまる貴族制社会のような権力構造の中でも、権力の最終的権限は皇帝に集約されていたとする（渡辺二〇〇三、一四六―一四七頁）。皇帝の最終決定は制詔という命令文書を通して具現化される。

後漢後半期の胡広『漢制度』と蔡邕『独断』によれば、皇帝による命令文書には、策書・制書・詔書・戒勅の四種があ

る。これらは、いずれも皇帝が自らの意思で作成するものであるが、その中で詔書についてのみ、例外がある。詔書の中には、臣下からの上奏文に皇帝が裁可を下せば、その上奏文の文面がそのまま制詔になるものがある。この上奏文の裁可こそ、まさに先行研究の述べる皇帝の最終的な決定権と密接に関連するといえよう。

そこで、本稿では、漢魏時代の皇帝による上奏文の裁可を同時代の上奏文処理手続きを復元した上で考察する。上奏文処理手続きを併せて考察する理由は、皇帝による裁可が上奏文処理手続きの那辺に位置づけられるのが判然としなければ、その真の意義を見出せないと考えられるためである。

漢代の上奏文処理手続きについては、大庭脩氏の制詔の三形態についての研究（大庭一九八二、二〇一―二三四頁）を嚆矢として、汪桂海氏が最も詳細な復元を行っている（汪一九九九、一一二―一九頁）。汪氏の研究発表後、邢義田氏、渡邊将智氏、代国璽氏によって、汪氏の復元した詔書上奏文処理手続きに対して修正や補充が加えられている（邢二〇一a / 渡邊二〇一四、二三一―三四頁 / 代二〇一五）。一方で、三国魏の上奏文処理手続きについて、祝総斌氏や陳琳国氏が極めて簡略に触れてはいるものの（祝一九九〇、一五一―一五四頁 / 陳琳国一九九四、一七―二〇頁）、管見の限り、その他に詳細に復元した研究は見当たらない。そこで、三国魏については、独自に考察しなければならぬ。ただし、史料の制限から、全ての手続きを詳細に復元することはできず、漢代との差異は那辺にあるかを明らかにするに止めざるを得ない。なお、本稿における上奏文処理手続きとは、上奏文が書記機構、漢代なら尚書台、三国魏なら中書省に集約され、皇帝の裁可を受けて、清書の完成した詔書が書記機構の更なる処理を経た上で、書記機構を離れるまでと定義する。

なお、皇帝による制詔の裁可の形式については、清初の顧炎武の研究に端を発する『日知録』巻二十八押字。顧炎武の説の中で、本稿と最も関係するのは、皇帝による自筆認可が三国魏にはすでに存在していたという点であろう。その後、趙翼が顧炎武の学説を承けて、自身の見解を発表している。趙翼は、皇帝が自筆で裁可を下すのは、顧炎武の言うとおりであるが、必ずしも署名ではなく、「可」字や「依」字などの裁可を示す文字であったとしている（『陔余叢考』卷三十三花

押)。しかし、両者の研究は特に漢代・三国魏のみを対象としたわけではない。

漢代における皇帝の裁可については、米田健志、邢義田の各氏が簡略ながら考察している（米田二〇〇九／邢二〇一a）。漢代から三国魏の皇帝裁可の形式の変化については、汪桂海氏が考察している（汪一九九九、一二五～一二七頁）。また、劉永華・温海波両氏も、漢代・三国時代のみを対象にしているわけではないが、先行研究の成果を踏まえ、漢代・三国魏の皇帝の裁可形式についても触れている（劉・温二〇一七）。

裁可の形式については、各研究で差異が見られるが、邢氏を除いて、全て皇帝の自筆が必要であることは一致している。邢氏は、漢代において、皇帝もしくは「獲受権的代理人」（権限を与えられた代理人）の自筆が必要であったとする。正否はともあれ、邢氏の研究では、「代理人」の身分について、やや曖昧な憾みが残る。

最後に、本稿では、東洋史論文の慣例に従い、史料訓読については、正字体を用いることにする。

第一章 後漢時代における上奏文処理手続きと皇帝裁可

第一節 後漢時代における上奏文処理手続き

周知の通り、漢代では、臣下・執務機関からの上奏文を皇帝が裁可することにより、その上奏文がそのまま詔書に変わる。皇帝の裁可は、多く「制曰可」と記され、このことは、典籍・出土史料双方から裏づけることができる。まず、これからの議論の前提として、漢代における上奏文の奏上と皇帝による裁可までの具体例を前漢時代の出土史料より揭示しよう。本来ならば、後漢時代の史料を挙げるべきであるが、本稿では、制詔の書写材料についても触れるため、ここでは、前漢時代の簡牘に記された史料を挙げることにする。

御史大夫吉、昧死言。丞相相上大常昌書言、大史丞定言、元康五年五月二日壬子、日夏至、宜寢兵。大官抒

井、更水火、進鳴鷄。謁以聞布當用者。●臣謹案比、原泉御者・水衡抒大官御井、中二千石・二千石令官各抒。別火

一〇・二七（地）

官先夏至一日、以除隧取火。授中二千石・中二千石官在長安・雲陽者、其民皆受、以日至易故火。庚戌、寢兵、不聽事、盡

甲寅五日。臣請布臣昧死以聞。

五・一〇（地）

制曰可。

三三二・二六（地）

元康五年二月癸丑朔癸亥、御史大夫吉、下丞相。承書從事、下當

一〇・三三（地）

用者。如詔書。

【御史大夫の（丙）吉が申し上げます。丞相の（魏）相が奉った太常の（蘇）昌の文書には、「太史丞の定が元康五年五月二日壬子は夏至の日であり、軍備を解き、太官は井戸から水を汲み、水と火を改め、鳴鷄の時刻に（水火を）進上すると言ってきました。このことを申し上げ、関係官に通知致したく存じます」とありました。●臣は謹んで故事を調べましたところ、原泉御者・水衡

都尉は太官の御井から水を汲み、中二千石と二千石は所轄の官にそれぞれ水を汲ませ、別火官は、夏至の一日前に、火打を以て火を取り、中二千石と二千石の官の長安・雲陽に所在している者に授け、その民は皆な受けて、夏至の当日に古い火に代え、庚戌から甲寅の日までの五日間は軍備を解き職務に従事しないということです。以上、申し上げます。】

【制して曰く、「可】

【元康五年二月十一日、御史大夫の吉が丞相に下す。文書を受け取れば、担当者に下せ。如詔書。】

この史料は、漢代西北辺境の軍事基地より出土したものであり、大庭脩氏により、詳細に復元された（大庭一九八二、二三三～二三八頁）^①。本来ならば、この後に、辺境の軍事基地に至るまでの転送文書が続くが、紙幅の関係上、上奏文が皇帝に

より裁可され、丞相に伝達されるまでの部分のみを挙げた。前漢時代の史料であるため、これより考察する後漢時代の上奏文処理手続きとは少し異なる。ここでは、この詔書の内容の具体的な考察は行わず、丞相より奏上された太常の上奏文が御史大夫より皇帝に伝達され、皇帝の裁可を受け、その上奏文の内容がそのまま詔書となっていることを把握するに止めて、これより後漢時代の上奏文の処理手続きを考察する。

通常の上奏文は多くの場合、基本的に尚書台のもとに集約された^②。主として六人の尚書が上奏文を処理し、最終的に尚書令が各尚書曹の文書を統括していた^③。

1 尚書六人、六百石。本注に曰く、成帝初め尚書四人を置き、分けて四曹と為す。常侍曹尚書、公卿事を主る。二千石曹尚書、郡國の二千石事を主る。民曹尚書、凡吏の上書事を主る。客曹尚書、外國の夷狄事を主る。世祖承遵し、後に二千石曹を分け、又た客曹を分けて南主客曹・北主客曹と為す。凡そ六曹。〔統漢書〕百官志三 少府

2 尚書令一人、千石。本注に曰く、奏を承けて置く所、武帝、宦者を用い、更めて中書謁者令と為し、成帝、士人を用い、故に復す。凡そ選署及び尚書曹文書の衆事を奏下するを掌る。〔統漢書〕百官志三 少府

尚書台の中で、上奏文に対して初歩的な処理意見が付された。

3 又た尚書決事、多く故典に違ひ、罪法例無く、詆欺を先と為し、文慘にして言醜く、章憲に乖く有り。

〔後漢書〕列伝第三十六 陳寵伝

文中の「尚書決事」とは、汪桂海氏によれば、尚書により上奏文に対する初歩的な処理意見を記すことである（汪一九九

九、一六八頁)。その後、尚書令がそのまま、皇帝に上奏文を報告して、裁可を得ることもあった。

4 群臣、奏請する所有らば、尚書令之を奏し、下に「制曰」有り、天子之に答え、可と曰う。

〔独断〕上)

5 尚書令、贊奏を主り、封じて書を下す。

〔北堂書鈔〕卷五十八所引『漢旧儀』

「贊奏」とは上奏文を読み上げることであり(祝一九九〇、一二七頁)、「封下書」とは皇帝の裁可を得た文書を関係官署や上書者に伝達することである(汪一九九九、一七〇頁)。

漢代において、尚書令だけが、皇帝に上奏文を奏上できたわけではない。尚書郎もまた、皇帝に制詔の草案を奏上していた可能性が存在する。^④

6 魏名臣奏の駙馬都尉甄毅の奏に曰く、漢の時公卿皆な奏事して尚書郎を選び、試して、然る後に之と為すを得。其の職に在るや、自ら發する所の書を賁らし、天子の前に詣りて便ち處當し、事の輕重口もて自ら決定す。或いは天子難問すれば、案に據りて處正す。

〔太平御覽〕卷二百十五 總敘尚書郎)

文中の「案」とは、皇帝の裁可を受ける前であることから、制詔の草案を指すのであろう。尚書官の内、侍郎が制詔の起草を掌っていた。

7 侍郎三十六人、四百石。本注に曰く、一曹に六人有り、文書の起草を作るを主る。

〔統漢書〕百官志三 少府)

史料6は、制詔の草案のみの事例のようにも見えるが、上奏文も裁可が下れば、詔書となることから、「案」を上奏文そのものと見ることも可能であろう。先に述べたように、尚書官は上奏文に処理意見をつけていた。「事の輕重口もて自ら決定す」とは、皇帝の意向を受けて起草した制詔案ではなく、上奏文に対する尚書官の処理意見ではないかと思われる。

「案」の語義については、本節で再度検討する。

ただし、全ての上奏文を尚書官が皇帝に奏上できたわけではない。尚書官は基本的に加官がなければ禁中に入れない官だからである（楊鴻年二〇〇五、一三―一八頁）。皇帝が禁中にいる場合は、禁中官である黄門侍郎などの黄門官が皇帝に上奏文を報告していた。

8 舊、左右曹有り、秩二千石を以て、殿中に上り、尚書奏事を受くるを主る。平して之を省る。世祖省き、小黄門郎をして事を受けしめ、車駕出づれば、給黄門郎兼ぬ。
（『統漢書』百官志二 光祿勳）

9 尚書郎……奏事は則ち黄門侍郎と對揖す。黄門侍郎、已に聞すと稱すれば、乃ち出づ。
（『通典』卷二十二 歷代郎官）

注目すべき点として、士人が就任する黄門侍郎と異なり、小黄門は宦官が就任する官であり、上奏文の伝達においても宦官が関与している点が挙げられる。

10 小黄門、六百石。本注に曰く、宦者、員無し、左右に侍るを掌り、尚書の事を受く。上、内宮に在れば、中外を關通し、中宮已下の衆事に及ぶ。
（『統漢書』百官志三 少府）

渡邊将智氏によれば、史料中にある内宮は、皇太后の居所である長樂宮と皇后の居所である長秋宮を指す（渡邊二〇一五、

三二二頁)。史料8・10から考えれば、尚書との文書の授受は、宦官の小黃門が主体となっていたと判断できよう。

なお、皇帝による裁可の形式については、次節で述べることにする。

また、上奏文は、皇帝に伝達された時点で、そのまま裁可されずに、別の機関に審議させることもあった。史料上に「事下三府」(『後漢書』列伝第二十六陳元伝)や「事下四府」(『後漢書』列伝第三十八応劭伝)と見えるように、三公府や三公府に將軍府や太傅府を併せた四府に事案を下し、審議させて皇帝の判断の参考に供した。^⑤三公に案件が下された際には、皇帝に提出するに当たって、三公の署名が必要であった。

11黨事に遭うに及び、當に膺等を考實すべし。案の三府を経るや、太尉陳蕃、之を却く。曰く、今の考案する所、皆な海内の人譽、憂國忠公の臣たり。此等猶お將に十世宥さんとすべきなり。……平署するを肯せず。(『後漢書』列伝第五七 党錮李膺伝)

史料11には、後漢の三公府に「案」が送達された際、三公の最高官である太尉の陳蕃がその「案」に「平署」することを拒否したということが記されている。「平署」とは、詔書案に三公が高さを揃えて並列に署名することである(邢二〇一一a)。では、「案」とは、どのような文書を指すのであろうか。汪桂海氏は、「案」を詔書の正本であると解釈する(注一九九九、二二四頁)。しかし、邢義田氏は、居延漢簡など出土史料中の「案」の用例に対する検討を通して、「案」を官府保存用の底本と解釈する(邢二〇一一a)。両者の見解は、そのまま直接に詔書の作成順序と関係する。つまり、汪氏は三公の署名を皇帝の裁可の後に置き、邢氏は三公の署名を皇帝による裁可の前に置くのである。この両者の見解の正否については、裁可の前に三公などに案件を下していることから考えても、皇帝の裁可の方が三公の署名よりも後とみる方が適切であろう。^⑦

なお、三公は、事案が皇帝より下されたときのみ、討議していたわけではない。上奏文は時に三公府にも副本が届けら

れ、採用すべき意見の際には、三公が上奏する事例も存在した。次に引用するのは、桓帝元嘉三（一五三）年の乙瑛碑である。^⑧

司徒の臣雄・司空の臣戒、稽首して言う。魯の前相の瑛の書に言えらく。……

他は故事の如し。臣雄・臣戒愚戀誠惶誠恐、頓首頓首、死罪死罪。臣稽首して以聞す。

制曰可。

元嘉三年三月廿七日壬寅、雒陽宮に奏す。

司徒公河南□□□□字季高
司空公蜀郡成都□□戒字意伯

ここでは、三公の司徒と司空が連名で、前の魯国の相であった乙瑛の上奏文を裁可するよう皇帝に上奏している。ここでも上奏文に三公が署名している。陳啓雲氏は、全ての上奏文の副本が三公に送達されたと考えるが（陳一九九七、二二六頁）、「事下三公」とあるからには、全ての案件の副本が三公に伝達されたわけではないであろう。汪桂海氏は、少なくとも重要な案例に関しては三公府に副本が渡されたとし（汪一九九九、一二五―一二七頁）、渡邊氏は、特に地方官府の上奏のみ副本が伝達された（渡邊二〇一四、一七九―一八〇頁）とする。しかし、現在の史料状況では、如何なる状況で副本が三公府に送られたかについて、明確に論じることができない。

なお、付け加えるならば、当然、全ての上奏文が皇帝のもとに届けられ、裁可が下されたわけではない。

12問者章奏頗る浮詞多し、今より若し過稱虚譽有らば、尚書皆な宜しく抑えて省す、詔子が為に置われざるを示すべきなり。

〔後漢書〕卷二 明帝紀

13初め、掾、隴西に在りて上書し、宜しく舊の如く五銖錢を鑄すべしと言う。事、三府に下し、三府奏して以て未だ許すべからず

と為す。事、遂に寝む。

〔後漢書〕列伝第十四 馬援伝

史料12のように、内容に問題があると尚書官などに却下されることもあり、史料13のように、三公府に事案が下された後、却下を請う旨の上奏を受けて、廃案になったものもある。

却下される場合もあつたにせよ、首尾よく最終的に皇帝による裁可を経た詔書は、その後、尚書官によって関係諸機関へ伝達された。

14 凡そ制書に印・使符有りて、遠近に下すに皆な璽封す。尚書令印して重封す。

〔独断〕上

15 尚書僕射一人、六百石。本注に曰く。尚書事に署し、令在らざれば則ち奏して衆事を下す。

〔続漢書〕百官志三 少府条

史料14は、制書の清書が終わり、下達される前に皇帝が玉璽で封印し、尚書令が重ねて封印し、その後に、州郡に下達されたことを記す。璽印で封印されるのは、何も制書のみに限らない。『資治通鑑』卷三十三哀帝建平元(前六)年条の胡三省注に「詔書則ち下之を為り、璽を以て信と為す」とあるように、書記官作成の制詔が印璽で封印されていたことは疑いない。そして、汪桂海氏は、史料15に見える尚書僕射による「署尚書事」を、尚書僕射が詔書の封検上に題署することと解釈する(汪一九九九、一一七―一一八頁)。おそらく、皇帝に裁可された制詔の原本は、底本となり、尚書台に保存されたのであろう。

第二節 後漢時代における皇帝の上奏文裁可

漢代における皇帝の裁可については、皇帝が筆をとって自ら裁可を下すこともあれば、皇帝が口頭で裁可を禁中官に言

付けることもあった。

16 三月、大鴻臚奏して諸王を遣わして歸國せしむ。帝特に蒼を留む。……有司復た奏して蒼を遣わさんとし、乃ち之を許す。手詔して蒼に賜いて曰く、……王の久しく勞するを念い、還りて休むを得んことを思い、大鴻臚の奏に署せんと欲するも、筆を下すに忍びず、顧みて小黃門に授く。

〔後漢書〕列伝第三十二 東平憲王蒼伝

17 時に帝、濯龍池に在り。管霸、雲等の事を奏す。霸、詭きて言いて曰く、李雲、野澤の愚儒、杜衆、郡中の小吏、狂慥に出で、罪を加うるに足らずと。帝、霸に謂いて曰く、帝諦さざらんと欲す、是れ何等の語たるや、而れども常侍、之を原さんと欲するや、と。顧みて小黃門をして其の奏を可とせしむ。雲、衆皆な獄中に死せり。

〔後漢書〕列伝第四十七 李雲伝

史料16は章帝建初七（八二年）の事例である。「署」とは、いかなる意味であろうか。邢義田氏によれば、「署」とは、題署や署名を広く指す言葉であり（邢二〇一a）、ここでは、「署名」の意味になるであろうか。もし、署名の意味ならば、皇帝が自らの名を記したことになるが、次章で詳述するように、この可能性は考え難い。皇帝に上奏していた尚書令が「可」と記して、裁可としていた以上、皇帝自身も「可」と記していた可能性が高い^⑨。ただし、皇帝の制詔の裁可については、『漢旧儀』に興味深い記事が存在する。

18 詔書、朱鉤を以て施行す。

〔北堂書鈔〕卷一〇三詔条所引『漢旧儀』

汪桂海氏によれば、漢代の皇帝は、自ら朱筆で鉤印を打つことにより、詔書の原案に裁可を下していた。そして、通常の制度では、皇帝は詔書の下達の前に必ず一度審査したとする（注一九九九、一一五～一二七頁）。上奏文の裁可については、

後述するように、皇帝が必ず自筆で朱鉤を打っていたのかについては疑問が残るものの、朱鉤が裁可の様式だというのは、注目すべきである。漢代における上奏文の裁可は、「可」の文字か、もしくは朱鉤であった可能性が高い。史料16中の「署」とは、「可」の文字や朱鉤を指すものと思われる。なお、朱鉤の場合であっても、「制曰可」の場合と同様に、上奏文の一番最後に記されたはずである。ただし、史料16では、章帝が自筆で裁可することに耐えられず、小黄門に渡している。史料17を見れば、小黄門に代わりに裁可を下させていることから、小黄門に「可」字か朱鉤を書かせたか、或いは裁可する旨を尚書に伝達させていることがわかる。いずれにせよ、皇帝が自筆で裁可を下している訳ではない。上奏文の裁可については、多くの先行研究の考証に反して、漢代では必ずしも皇帝の自筆の裁可を必要としなかったのである。では、なぜ、上奏文の裁可では、必ずしも皇帝の自筆の裁可が必要ないのであろうか。これは、詔書の格式と関係があるのであろう。蔡邕『独断』に詔書の等級についての記載が存在する。

19 詔書なる者、詔誥なり。三品有り。其の文に告某官官、如故事と曰う。是れ詔書為り。群臣の奏請する所有らば、尚書令之を奏し、下に制曰有り。天子之に答えて可と曰う。某官に下す云云の若きも亦た詔書と曰う。群臣に奏請する所有るも尚書令の奏制の字無ければ則ち答えて已に奏は書の如しと曰い、本官の當に至るべき所に下すも亦た詔と曰う。 (『独断』上)

馬怡氏が指摘するように、品とは等級を示しており、皇帝本人との関係がより直接的であればあるほど、詔書の等級が高くなるのである。つまり、皇帝が直接特定の役人に下す詔書(第一品詔書)の方が、臣下の上奏に裁可を下した詔書(第二品詔書)よりも格が高く、一般的な行政事務に用いられる最も等級の低い詔書(第三品詔書)になると、必ずしも皇帝の公布ないし裁定は備わらない。要するに、尚書が皇帝に上奏文を報告すると同時に奏書に回答するのである(馬二〇一〇)。詔書の中には、必ずしも皇帝が裁可を下さずとも効力を有するものさえ存在したのである。

ここで、漢代における上奏文の皇帝裁可について、以下のことが指摘できよう。臣下や特定の官署からの上奏文による裁可は、皇帝の自筆裁可も存在するが、皇帝の口頭での裁可を得た後、書記官や宦官によって皇帝の代わりに「可」が書かれる場合もあった。最も格式の低い詔書は、全く皇帝の裁可を必要としない。つまり、詔書の等級によって、皇帝の裁可形式の厳格さが異なるのである。或いは、皇帝から特定の役人に送る最も格式の高い詔書に限っては、皇帝の自筆の裁可が必要であったのかもしれない。

- ① この冊書については、大庭氏以後も多くの研究されている。最近の研究成果として、鷹取祐司二〇一五、二〇三〇―二〇三四頁参照。なお、訳文中で「比」を「故事」と訳したのは、米田健志二〇〇九の解釈に従った。
- ② 例外ももちろん存在する。「独断」上に「奏者、亦需頭、其京師官但言稽首、下言稽首以聞、其中有所請若罪法劾案公府、送御史臺。公卿校尉、送謁者臺也」とある。御史台や謁者台に送られる場合も存在した。なお、代国璽二〇一五によれば、この一文については、「公府」と「公卿」の意味が重複しており、「公卿」が衍字であるとしている。つまり、公卿の上奏は御史台に送られ、校尉などの上奏文は謁者台に送られると見なす。
- ③ 六人の尚書が所属する曹について、後漢時代を通して変化がある。後漢初めの光武帝期の尚書機構を描いた『統漢書』百官志と後漢末の応劭の『漢官』が指摘する曹名は異なっている（『宋書』卷三十九百官志。陳啓雲氏が指摘するように、後漢時代の時期による変化と考えるべきであろう（陳啓雲一九九七、二二〇―二二二頁）。
- ④ 上奏文の分類中の「章」については、尚書左丞が奏聞する場合もあった（「独断」上、「章」は、「恩を謝し、事を述べ」（「独断」上）とあり、「章」も皇帝の裁可を得る文書であるならば、尚書左丞もまた、皇帝に上奏できたことになる。ただし、代国璽二〇一五によれば、「章」は個人の建議であり、必ずしも公文書とは限らなかった。
- ⑤ さらに史料中には、「五府」の呼称も見える。五府は、廖伯源氏によれば、太傅府、三公府、大將軍もしくは將軍に儀同三公が加えられた者の幕府である（廖一九九七、二五九―二六二頁）。
- ⑥ 漢代の会議については、永田英正一九七二、渡辺信一郎一九九六、二〇―三四頁、廖伯源二〇〇三、一五七―二〇〇頁参照。
- ⑦ ただし、邢義田氏は、全ての詔書の底本に、三公の署名が必要であると考えているが、そのように考えると、「事下三府」などの意味が分からなくなる。全ての詔書に三公の裁可が必要なら、最初から三公にも議題が行き渡っているはずだからである。三公の署名が必要なのは、皇帝が即時の裁可をためらう疑わしい事案や三公が上奏する際に限られるのではなからうか。三公の上奏の事例は、本文中で後述する。
- ⑧ 乙瑛碑の図版及び釈文・解釈については、永田編一九九四を参照した。
- ⑨ 米田健志氏も、唐代の公式令・制書式の「可御画」より、皇帝による「可」字の自署が裁可の方式であった可能性を指摘する（米田二〇〇九）。ただし、本文中で詳述するように、上奏文の裁可で皇帝の自筆が必要であったのかは疑問が残る。唐代の皇帝による裁可形式について

ては、中村一九九一、三九五―三九七頁参照。
⑩ 李零氏は、簡牘中の符号のうち、し（鉤印）や✓などを篇号に分類

する。篇号は篇を分かつのに用いられ、多く篇末にあるとする。そして、篇号のあとに文字は書かれなとする（李二〇〇三、一二二頁）。

第二章 三国魏における上奏文処理手続きと皇帝裁可

第一節 三国魏における上奏文処理手続き

三国魏になり、新たな詔書の作成機関である中書省が成立した。中書省の前身は、曹操執政期の魏王国において設置された秘書省に遡る。^①

20魏の武帝、魏王と為り、秘書令を置く。尚書の奏事を典るも又た其の任なり。文帝黃初の初め、改めて中書令と為し、又た監を置き、秘書左丞の劉放を以て中書監と為し、右丞の孫資を中書令と為し、並びに機密を掌らしむ。中書監・令、此に始まるなり。

〔通典〕卷二十一 中書令

祝総斌氏によれば、後漢の建安十八（二二三）年に曹操は魏国を建立し、遅くともその第二年（二二四）目には、秘書官は設立されていた（祝一九九〇、三三二頁）。この秘書省の設置の目的として、当時尚書台が機密を掌る機関から行政機関に転化し始めており、機密の内に画策すべきことが多かった曹操が自己の直属の秘書官室を設け、奏事・草制などの機密に与らせる必要があったという点が指摘されている（山本一九六八、五五―五六頁）。その後、魏王国が漢帝国内部より拡大して、最終的に漢帝国に取って代わり、秘書省が中書省に変容するのである。

そして、三国魏になって本格的に機能し始めた中書省は、中書監の劉放と中書令の孫資によって運営されていた。劉

放・孫資の兩人によって三国魏の詔書作成は三十年以上にもわたって独占されることとなる。

21（劉）放善く書檄を為り、三祖（武帝・文帝・明帝）の詔命の招諭する所有らば、多く放の為る所たり。

（『三国志』卷十四 劉放伝）

22乃ち詔を賜いて曰く、君、機密を掌ること三十餘年、庶事を經營し、勳、前朝に著かたり。

（『三国志』卷十四 劉放伝裴松之注所引資別伝）

では、劉放・孫資を中心として成立した中書省は、如何なる官で構成されていたのか。三国魏の中書官は、上の史料に挙げた中書省の長官である監・令のほか、中書侍郎・中書令史などが史料上に見える。この中書各官の職掌を『通典』に依拠して以下に挙げる。

23魏晉以來、中書監・令、詔命を贊するを掌り、時事を記會し、文書を作るを典る。

（卷二十一 中書令）

24魏の黄初の初め、中書既に監・令を置き、又た通事郎を置き、（魏志に曰く、詔の草を掌る。即ち漢の尚書郎の位なり、と）黄門郎に次す。黄門郎已に事に署し過らば、通事乃ち署名す。已に奏に署せば以て入り、帝の為に省讀し可を書す。

（卷二十一 中書侍郎）

25魏晉以來、詔誥並びに中書令及び侍郎之を掌る。

（卷二十一 中書舍人）^③

三国魏では、中書官が成立して間もないためか、職務分掌が判然としない。たとえば、史料25で、中書令、中書侍郎が詔令の起草を掌っていたとあるが、史料21では、明帝期まで中書監の劉放が詔令を起草・作成していたとあり、結局、詔

命の起草を掌っていたのが、いずれの官なのか判然としないのである。ただし、職務分担が不明確であるものの、三国魏の中書官が漢代の尚書官の制詔作成の権限を引き継いだことは明白であろう。

また、上奏文の処理過程については、以下の二史料から明瞭である。いずれも明帝期のものである。その点については、以下の二史料から明瞭である。いずれも明帝期のものである。

26 車駕嘗つて卒かに尚書の門に至り、(陳) 矯跪きて帝に問うて曰く、陛下何くにか之かんと欲すと。(明) 帝曰く、文書を案行せんと欲するのみと。矯曰く、此れ自から臣の職分、陛下の宜しく臨むべき所に非ざるなり。(三国志) 卷二十二 陳矯伝

27 (明) 帝遂に(徐) 宣を以て左僕射と為す。後に侍中・光祿大夫を加う。車駕、許昌に幸し、留事を總統す。帝還り、主者、文書を奏呈す。詔して曰く、吾の省る、僕射と何ぞ異ならんと。竟に視ず。(三国志) 卷二十二 徐宣伝

そして、漢代同様、尚書官により、処理の初歩的な意見が付されたと思われる。

28 尚書の趙咨、寵の策を以て長と為し、詔して遂に聽を報ず。(三国志) 卷二十六 滿寵伝

ここでは、明帝青龍元(二三三)年における対呉戦略の方針の決定について、滿寵の献策が最もよいと尚書官の趙咨が認め、明帝に裁可されている。滿寵の献策が文書の形式で上奏された後、趙咨が採用すべしと初歩的意見を付したものである。^⑤尚書官の初歩的意見がつけられた後に、散騎官・侍中・黃門官のもとに送られ、上奏文の内容が審議された。

29 華嶠譜叙に曰く、歆に三子有り。表字は偉容、年二十餘にして散騎侍郎と為る。時に同僚の諸郎と共に尚書事を平す。……尚書

の事至り、或いは不便有るも、故に遺漏して視ず、傳書者の去るに及びて、即ち入りて深文し論駁す。惟だ表のみならず。事來りて不便有らば、輒ち尚書と共に論じ其の意を盡くす。主者固執すれば、已むを得ず、然る後に共に議を奏す。

〔三國志〕卷十三 華歆伝

30 散騎侍郎四人、魏初、散騎常侍と共に置く。魏より晉に至るまで、散騎常侍・侍郎と侍中・黃門侍郎共に尚書の奏事を平し、江左乃ち罷む。

〔晉書〕卷二十四 職官志

審議を経た後、史料24によれば、黃門郎が尚書から送られてきた文書に署名を付してから、中書通事郎、すなわち中書侍郎に文書が伝達された。史料中の「事」とは、尚書の文書を指し、「事に署す」とは、尚書の文書上に署名することを指す（陳琳国一九九四、一九頁）。

なお、黃門侍郎と侍中については、後漢末の獻帝期に重要な官制の改編が生じた。

31 獻帝初めて即位し、侍中・給事黃門侍郎を置く。員各おの六人、禁中に入出し、帷幄に近侍し、尚書事を省す。後に給事黃門侍郎を改めて侍中侍郎と為し、給事黃門の號を去るも、旋いで故に復す。

〔通典〕卷二十一 門下侍郎

32 獻帝起居注に曰く、黃門を誅するの後、侍中・侍郎、禁中に入出し、機事頗る露る。是に由りて王允乃ち奏して侍中・黃門をし出入するを得ざらしむ。賓客を通ぜざること、此れより始まる。

〔後漢書〕卷九 獻帝紀中平六年条

侍中や黃門侍郎は、本来秦・漢ともに設置されていたが、いづれも定員のない加官であった。獻帝即位直後の中平六（一八九）年に、はじめて定員が置かれ、尚書の上奏文を審議することになったのである。王允の上奏により、この二官は禁中に入ることができなくなった。しかし、魏晉時代においても、史料24の中書侍郎が黃門侍郎の署名が為された上奏文を

受け取った後、「已に奏に署せば以て入り」とあるように、黄門侍郎による上奏文の署名は基本的に禁中の外で行われたことになる。^⑦ 皇帝の裁可の形式については次節で詳述する。

続いて、皇帝の審査を経て、皇帝より裁可が下れば、中書は尚書にその詔命を送達する。その際、中書官のうち、どの官が清書し、重ねて封印を施し、どの官が詔書の封検上に題署するのかは、史料に全く記載がないため、明らかにしえない。^⑧ あるいは、中書官ではなく、漢代と同様に、中書官による清書後に詔書が伝達される尚書台において、封印・題署がなされた可能性もある。

33 其れ此の詔を以て之を宗廟に藏せ。副、尚書・祕書・三府に在らしめよ。

(『三国志』卷二 文帝紀黃初三年条)

34 詔有りて百官をして、郡縣に干豫するを得ざらしむ。車駕の到るに及びて、宛令、詔の旨を解さず、市門を閉ざす。(文) 帝之を

聞き、忿然として曰く、吾是れ寇なるやと。乃ち宛令及び太守楊俊を收む。詔して尚書に問う。漢の明帝幾ばくの二千石を殺すやと。
(『三国志』卷二十三 楊俊伝裴松之注所引『魏略』)

詔書の副本が尚書台に保管され、故事を尚書にたずねていることから見ても、やはり三国魏時代にも、尚書台に詔書が下達され、保存されていたと解釈すべきであろう。^⑨

そして、三国魏でも、上奏文は皇帝に伝達された時点で、そのまま裁可されずに、三公府などに審議させることもあった(『三国志』卷二十一 傅嘏伝)。しかし、三国時代において、三公府の機能に変化が生じている。祝総斌氏は、三公は三国魏後半になると、名譽職としての意味合いが強くなり、実際にどれほどの職務を遂行していたのか疑問視する。加えて、三国魏の三少帝期より、尚書は権力を拡張し、三公に取って代わり宰相となる前兆が現れるとする(祝一九九〇、一五四、一六五―一六七頁)。そのため、三国魏時代の上奏文の審議における三公の役割は、文帝の即位(二二〇)から明帝の崩御

（二三九）に至るまでの三国魏前半期と斉王芳の即位（二三九）から魏滅亡（二六五）に至るまでの三国魏後半期で異なる可能性があるのである。三国魏において、三公府に案件を下す事例が少なく、三公府に副本を提出するという記載が見えないのも或いは三国魏における三公府の地位低下と関連するのかもしれないが、確言はできない。

また、ここで三国魏の中書官と尚書官の関係はいかなるものであったのかを確認しておこう。史料上では、中書官と尚書官の権勢について、二つの方向性が確認できる。第一の見解は、中書省の擡頭により、尚書の権限が弱体化したというものである。「魏、中書省を置き、監・令有り、遂に機衡の任を掌りて、尚書の權漸く減ず」（『通典』卷二十二尚書省）等の史料に見える。第二に、中書の成立にかかわらず、尚書は、魏晋以降も権限を拡大させ続けたというものである。「魏世、事臺閣に統べられ、内を重んじ外を軽んず。故に八座尚書、即ち古の六卿の任なり」（『三国志』卷二十二盧毓伝評）等の史料に見える。ただし、多くの研究者は、三国魏以降においても、尚書は権限を拡大し続け、事実上の宰相に成長していくと指摘する^⑩。

三国魏の尚書は、皇帝發案の詔書の作成こそ中書官に譲ったものの、本節で考察したように、尚書も上奏文を管轄し、その上奏文に処理意見をつけた。それが皇帝に裁可されれば詔書に変わるもので、三国魏の尚書も依然として、上奏文の裁可手続きに主体的に携わっていたといえよう。もちろん、尚書官の処理意見は、散騎・黄門官によって審議されるが、閻歩克氏が指摘するように、「平尚書事」は固定的で明確な職務ではなく、時により人によって異なる（閻二〇〇九、一〇八頁）。このことから、散騎官は、曹魏の尚書官による上奏文の裁可過程における重要性を制限する存在では決してなかったのである。

第二節 三国魏における皇帝の上奏文裁可

まず、皇帝の裁可を得るために、史料24より、中書侍郎がその文書に署名して、宮中に入り、皇帝に奉呈することがわ

かる。ただし、中書侍郎だけが、皇帝に上奏文を奏上したわけではない。先に挙げた史料23のように、中書監・令が「詔命を贊するを掌る」とあるように、時には、中書監・令が詔書の読み上げを行い、裁可を得ることもあったであろう。皇帝が裁可すれば、中書侍郎が裁可を示す「可」と記すことになっていた。三国魏においても、必ずしも皇帝が自筆で裁可を下していたわけではないのである。

さらに、三国魏において、皇帝が自ら上奏文を裁可しなかった事例が存在する。

35 (明) 帝常に游宴して内に在り、乃ち女子の書を知り信を付すべき者六人を選び、以て女尚書と為す。省外の奏事を典り、處當書可せしむ。
(『三国志』卷三 明帝紀裴松之注所引『魏略』)

史料35は、明帝青龍三(二三五)年の事例である。注目すべきは、「書可」の語である。これは、本来、上奏文に対する皇帝の裁可を意味する語であるが、ここでは、皇帝の代わりに女尚書という官が上奏文に対して裁可を下している^①。

ただし、漢代の上奏文裁可の事例や、三国魏文帝期において、「書奏せられ、帝親ら覽る」(『三国志』卷十一 管寧伝裴松之注所引『傅子』)や「帝手づから其の表を毀つ」(『三国志』卷十二 鮑助伝)とあるように、臣下の上奏文を中書侍郎の口頭での読み上げではなく、皇帝自らが見ている事例から見ても、皇帝が自身で裁可を記すこともあったはずである。三国魏における皇帝の裁可については、興味深い史料が存在する。

36 世語及び魏氏春秋並びに云う。姜維、隴右を寇し、時に安東將軍の司馬文王、許昌に鎮し、徵せられて還りて維を撃つ。京師に至りて、帝、平樂觀に於いて以て軍の過ぐるに臨む。中領軍の許允、左右の小臣と謀りて、文王の辭するに困りて之を殺し、其の衆を勦いて以て大將軍を退げんとす。已に詔を前に書す。文王の入るや、帝方に粟を食い、優人の雲午等唱えて曰く、青頭鶏、

青頭鵝と。青頭鵝なる者、鴨なり。帝懼れて敢えて發せず。

〔三国志〕卷四 三少帝紀嘉平六年条裴松之注

この史料36は、当時の王朝の最高権力者であった司馬師（大將軍）・司馬昭（文王）を排斥する旨が記された詔書の原案に、齊王芳が恐れて「青頭鵝」、つまり「鴨」でできなかったことを伝える。結果、齊王芳はかえって司馬師・昭の兄弟によって廢位される。では、文中の「鴨」とは何か。顧炎武が「按ずるに鴨なる者、帝に勸めて詔書に押ししむるのみ。是れ則ち親署を以て押しと為す。已に三國時に見ゆ」（『日知録』卷二十八押字）と明快に解釈している。つまり、「鴨」とは「押し」と音通であり、「押」とは「親署」つまり皇帝の自筆署名を指す。汪桂海氏もまた顧炎武説を是とする（汪一九九九、一六頁¹²）。しかし、趙翼は、顧炎武の意見に対し、史料36は皇帝が自筆で裁可を下したのは間違いないが、三國魏の「押し」を自筆署名ではなく、「可」もしくは「依」の字を皇帝自身が記すことであるとすると（『陔余叢考』卷三十三花押）。趙翼の論拠とした史料を引用しよう。

37 開府千餘、儀同無數。領軍一時に三十、文書に連判し、各おの依字を作し、姓名を具さず、誰かを知る莫きなり。

〔北齊書〕卷八 幼主本紀

38 乾寧二（八九五）年、偽位に即き、國號大越羅平、建元、天冊と曰う、自ら聖人と稱す。……其の制詔を下すに、皆な自ら署名し、或ひと曰く帝王に押し詔無しと。昌曰く、親署せざれば、何に由りて我天子と為るを知らんと。

〔新唐書〕卷二五五下 董昌伝

いずれも三國魏よりも後年の事例であるが、唐代においても皇帝の自筆署名が存在しなかった点から見ても、史料36の「押し」は、自筆署名ではなく、「可」や「依」などの文字による裁可であった可能性が高いであろう。近年では、劉永

華・温海波両氏もまた、趙翼の見解を支持し、漢魏以降、署名ではない皇帝の自筆文字による裁可であったとする（劉・温二〇一七）。ただし、皇帝の裁可が皇帝自筆の署名ではなく、「可」や「依」の文字であったとする趙翼の見解は傾聴に値するが、三国魏の上奏文の裁可については、前に論じたように、必ずしも皇帝の自筆裁可を必要としない。史料36は、必ずしも上奏文の裁可とは限らず、なおかつ通常の書記官作成の制詔ではない上に、司馬氏の排斥を指すという極めて特殊な事例である。通常の制度を考える上では、除外した方がよい事例であろう。

なお、皇帝の裁可について、漢魏時代を問わず、時には上奏文に部分的に修正を施して、裁可する場合も存在した¹³⁾。

39是に於いて尚書令以下皆な省閤に詣りて謝し、侯汶を収めて考實せんと奏す。詔して曰く、未だ汶を理に致すに忍びず、杖五十とすべしと。
〔後漢書〕卷九 獻帝紀

40尚書令の桓階等奏す。三正周復の義に據らば、國家、漢氏人正の後を承けて、當に之を受くるに地正を以てすべし、犠牲宜しく白を用うべし、今ま漢の十三月正に従えば、則ち犠牲のみ獨り改むるを得ず。今ま新たに皇統を建つ、宜しく古典先代を稽え、以て天命に従うべくして、告朔犠牲、壹に皆な改めざれば、革命の義を明らかに承くるが如くすべし。詔して曰く、服色奏する所の如くすべし。其餘宜しく虞の唐を承くるが如くすべし。但だ臘日のみ丑を用いるのみ。此れも亦た聖人の制なりと。

〔宋書〕卷十四 礼志一

史料39・40はそれぞれ後漢獻帝興平元（一九四）年及び三国魏文帝黃初元（二二〇）年の事例である。いずれの事例も史料中では、他官に案件を下して会議にかけさせたという記載は見えない。そのため、両例とも案件を群臣に下し、会議にかけられ、その結果を受けて本来の上奏文に微修正が加えられたのか、もしくは、皇帝が独自に上奏文に対して修正を加えたのかは、史料上だけからでは判然としない。ここでは、群臣に案件を下したと明記されていないことから、皇帝が独自

に上奏文に対して、修正を施し、裁可していたという可能性もあると指摘するに止めたい。

このように、漢代と三国魏における皇帝の上奏文裁可について、制度史としてみれば、いずれの時代も必ずしも皇帝の直筆の裁可を必要としない。しかし、後漢時代から三国時代にかけて、制詔を記す書写材料の変化や筆跡の区別が現れるなど、皇帝の自筆裁可と密接に関係するであろう重要な変化が起きている。それらの諸変化と皇帝の上奏文裁可の関係について、章を改めて考察しよう。

- ① 中書という名称自体は、すでに前漢時代に見え、三国魏の中書とも職掌が類似する。両者の職掌の類似については、楊一九六三参照。しかし、後漢時代には、中書官は省かれていたため、三国魏の直接の前身は、曹操期の秘書官である。
- ② 漢代尚書台について考証している数多くの研究が必ずといってよいほど指摘している。代表的な研究として、勞榦一九七六、五八四～五八六頁参照。
- ③ 万繩楠氏によれば、『通典』では、魏代に中書舍人が置かれたとあるが、『晋書』・『宋書』・『初学記』では、晋初に置かれたとし、晋代における設置と見るべきとする（万一九八九、一一頁）。
- ④ 『三国志』巻二十六滿寵伝に、「寵重表曰、……」とあり、これは、明らかに文書の形式で上奏されたものに違いない。上奏文である表については、『独断』上に以下のような規定が存在する。「凡群臣上書於天子者有四名。一曰章、二曰奏、三曰表、四曰駁議」。
- ⑤ 祝総斌氏は、魏代においても、漢代と同様、尚書が各種の上奏文書に初歩的な処理意見をつけていた可能性を指摘する（祝一九九〇、一五二～一五四頁）。ただし、祝氏は具体的な史料を挙げてはいない。
- ⑥ 給事黄門郎について、嚴耕望氏は以下のように論じる。給事黄門郎の「給事」とは、本来郎官が派遣されて官署の任に就くことである。
- ⑦ 前漢時代には、黄門が自ら官吏を置いておらず、派遣された郎官が職務についていたため、給事黄門の名称が存在する。後漢半ば以降より、黄門は自ら侍郎を置くようになり、郎官からの給事はなくなった。後漢半ば以降も依然として、史料31中のように「給事黄門郎」が見えているが、実際には郎官の給事ということではなく、「給事」は虚号であるとする。嚴二〇〇六、三〇〇～三〇一頁参照。
- ⑧ もちろん、黄門侍郎が禁中に入れなかったわけでは決してない。三国魏において、「文帝時、為黄門侍郎。每納忠言、輒手書懷本、自在禁省、歸書不封」（『三国志』巻二十七王昶伝）と黄門侍郎が禁中に入っていた事例が見える。
- ⑨ 王素氏は、詔書の封印について、魏晋以後、次第に門下の手に委ねられたとする（王一九八六、九六頁）。しかし、王氏の挙げる史料は、全て東晋以降のものであり、三国魏にまで適用できるのか疑問が残る。
- ⑩ 後漢の尚書は故事を掌る。故事とは専門の文書集成を指すわけではない。大体の政府文書は、詔書・章奏・判例・儀制・約束・各朝注記、甚だしきに至っては侍講注籍など全て元来の形式で保管され、参考に供された（邢義田二〇一一b、三九七頁）。
- ⑪ 祝総斌一九九〇など参照。また、明帝期以降、中書は権勢を失っていくとする研究もある（陳一九九七、二三八頁）。

⑩ 後漢時代において、女尚書は皇太后に仕える親信の女官であった（『後漢書』列伝第五十六陳蕃伝）。一方で、史料35を見る限り、女尚書は、三国魏において、皇帝が内朝にいる際に、上奏文処理を担当していた。漢魏時代の女尚書官については、謝二〇一六参照。

⑪ 盧弼もまた、『三国志集解』巻四で、顧炎武の見解を引用している。たとえば、前漢時代の皇帝による修正の事例は、代国壘二〇一五が数例挙げている。

第三章 漢魏時代の皇帝裁可と筆跡・書写材料

第一節 漢魏時代の皇帝裁可と筆跡

漢代では、地方においても長官が属吏から提出されてくる文書に自ら認可を下すことがあった一方で、属吏が長官に代わり、認可を下す事例も存在した。

41後に汝南太守の宗資、功曹の范滂に任せ、南陽太守の成瑨も亦た功曹の岑晫に委ぬ。二郡又た謠を為りて曰く、汝南太守の范孟博、南陽の宗資畫諾を主る。南陽太守の岑公孝、弘農の成瑨但だ坐して嘯くのみ。（『後漢書』列伝第五十七 党錮伝）

42石城縣吏、特に檢御し難く、蓋乃ち兩掾を署し、分けて諸曹を主らしむ。教に曰く、令長不徳、徒らに武功を以て官と為り、文吏を以て稱と為さず。今賊寇未だ平らがず、軍旅の務有り。一に文書を以て兩掾に委付し、當に諸曹を檢攝し、謬誤を糾擿すべし。兩掾の署す所、事入りて諾して出だす。……之を久しくして、吏、蓋の文書を視ざるを以て、漸いに人事を容る。蓋亦た外の懈怠を嫌い、時に省る所有り、各おの兩掾の奉法せざるの數事を得たり。（『三国志』巻五十五 黄蓋伝）

この「畫諾」の「諾」字については、仲山氏により、皇帝の「可」字と同様に地方長官の認可を示す語と指摘されている（仲山二〇〇二）。史料41では、汝南太守の宗資が政務を功曹の范滂に任せながらも、認可を意味する「画諾」を依然とし

て掌っていたことが記されている。一方で、史料42に見えるように、後漢末期における孫氏勢力下の石城県では、県令の黄蓋が、二人の掾に文書の処理を一任していた。文書が伝達されてくれば、黄蓋でなく、二人の掾が認可を意味する「諾」の字を記していたのである（邢二〇二六）。確かに、黄蓋は、二人の掾の不正の実態をつかむために、わざと自身で認可を下さずに、二人の掾に認可を下させていた。ただし、自身の部下の不正実態をつかむという特殊な状況下ではあるものの、地方長官が自筆で認可を下さずとも、属官の認可によって、案件を決裁できたという事実には変わりはない。一方で、史料41に見えるように、長官が画諾を掌っていた事例も確かに見える。

近年、公刊された長沙五一広場出土の後漢簡にも認可を示す「諾」字が見えている、以下に数例引用しよう。原簡番号と『長沙五一広場東漢簡牘選釈』の編号を併記する。

君教諾。

CWJ-①・一〇一／『選釈』一三

辭曹助史襄白…女子張罷自言、桑郷佐肝負布錢萬九千三百

五十。械肝曹下詭肝、今以錢萬九千三百五十墜罷罷、畢。當處重

君教諾。 罰、以錢畢、蒙閭略。丞優、兼掾囑議請解肝械、勅遣歸

郷。

延平元年八月四日己酉白

CWJ-③・三三二五—二一九／『選釈』四六

【辭曹助史の襄が申し上げます。女子の張罷が自ら申告することには、桑郷の佐の肝は布錢一万九千三百五十を負債としております。肝に枷をはめて曹下に拘束し、肝を譴責いたしました。今錢一万九千三百五十を（張）罷に賠償し、払い終えました（?）。当然重罰に処すべきですが、負債を払い終えており、寛恕を被らんことを。丞の優、兼掾の囑奏議して肝の枷を解き、命令して郷に送り返すようお願い致します。延平元（一〇六）年八月四日己酉に申し上げます。君教諾^①】

君教諾。

即日遣守史胡喜召

CWJ ③・二六三―六八 / 『選釋』一五六

【即日、守史の胡喜を派遣して、召……。君教諾。】

この三種の「諾」字は全て筆跡が異なる。^② もちろん同一時期のものとは限らないが、それぞれ筆跡に大きな特徴が表れていることは注目に値する。陳松長・周海鋒両氏によれば、簡中の「君」とは、県令長及び長吏を指すとする。「君」が長吏をも指すので、「諾」の字も必ずしも令長の自筆のみとは限らないとする（陳・周二〇一五）。

結局のところ、地方長官が自筆で認可を下すか否かは、原則として長官の自筆が必要だったとしても、配下の長吏が認可することもあり、最終的には、各地方長官の判断に委ねられていたと考えざるを得ない。少なくとも、後漢時代においては、皇帝の上奏文裁可と地方長官の認可において、必ずしも自筆による裁可は必要なかったという点は共通する。

また、裁可と署名の違いについてもここで触れておこう。第一・二章で、漢魏時代で皇帝の署名の存在を認めず、三公の署名の存在を認めたのも、署名そのものの意義にその理由が求められる。陳・周両氏は裁可を意味する「諾」字も署名と同じ機能を有すると指摘するが（陳・周二〇一五）、邢義田氏が指摘するように、署名とは、誰が起草し、点検したかなどの文書の内容と作成手続きに対する責任の所在を明確化したもので、裁可を示すものではない（邢二〇一六）。三公の署名は、その詔書案や上奏文に対する奏上・執行の責任を示すものである。一方、皇帝の裁可は、その上奏文の執行を許可するだけであって、執行などの諸手続について何ら責任を負うものではない。そのため、前に述べたように、三公の署名があっても、皇帝の署名は存在しないと考えられるのである。^③

五一 広場出土の後漢時代の簡牘については、「諾」字に個人の筆跡が反映されているか否か議論が分かれるものの、どちらにせよ、後に述べるように、その後の時代の文書において多様な個人の筆跡が認識される過渡期にあたる。^④ 魏晉時代

においては、たとえ、「諾」字などの認可を示す字でも筆跡は多様であり、皇帝もしくは地方長官による裁可か、他者による裁可かは判別がついたのではないかと思われる。ただし、たとえ筆跡による認可者の区別ができたにしても、漢代において、皇帝・長官以外の者が認可を下すことについては、特に不思議なことではない。なぜなら、漢代においては、文書・書信の筆跡に着目した史料上の記載はそれほど多くないからである。筆跡に注目が払われるのは、文献上では、管見の限り、後漢時代の最末期あたりからである。^⑤

43時に投書して誹謗する者有り。太祖之を疾み、必ず其の主を知らんと欲す。(國)淵請うらく其の本書を留めて、宣露せざるを。……吏因りて請いて箋を作らしめ、其の書を比べ方べ、投書の人と手を同じくす。收攝案問して、具さに情理を得たり。

〔三國志〕卷十一 國淵伝

魏晉以降になると、以下に挙げるように、筆跡を真似て書信を偽造する例や、皇帝の筆跡と自身の筆跡が似ているため、書信の遣り取りをやめた事例などが見える。後者の事例は、自身の書信が東晉元帝の親筆として悪用されるのを防ぐための措置であろう。魏晉以降には、筆跡に対する意識が高まってきているといえよう。

44世語に曰く、(鍾)會善く人の書に效い、劍閣に於いて(鄧)艾の章表白事を要め、皆な其の言を易う。辭指をして悖傲たらしめ、多く自ら矜伐せしむ。又た文王(司馬昭)の報書を毀ち、手づから作りて以て之に疑うなり。

〔三國志〕卷二十八 鍾會伝裴松之注

45時に于いて天下擾亂し、叛を伐ち貳を討つ。(劉)超自ら職近密に在りて、書跡(二元)帝の手筆と相類するを以て、乃ち絶ちて人と交書せず。

〔晋書〕卷七十 劉超伝

この魏晋以降における筆跡の重視は、斯波六郎氏が指摘しているように、この時期に流行した文書・書信の偽作とも大いに関係する（斯波二〇〇四、四六三～四六四頁）。以下に、この時期の文書・書信の偽作事例を挙げよう。

46時に郡の右姓孫伉等數十人専ら謀主と為り、吏民を驚動す。（董）昭郡に至り、（袁）紹の檄を偽作して郡に告げて云う。……昭、檄の告令を案じて、皆な即ちに之を斬る。一郡惶恐し、乃ち次を以て安慰し、遂に皆な平集す。（『三国志』卷十四 董昭伝）

47青龍の初め、孫權、諸葛亮と連和し、俱に出でて寇を為さんと欲す。邊候、權の書を得て、（劉）放乃ち其の辭を改易し、往往に其の本文を換えて傳して之に合し、征東將軍の滿寵に與う。歸化せんと欲するが若くし、封じて以て亮に示す。

（『三国志』卷十四 劉放伝）

また、三国魏よりも後代の事例ではあるが、署名については、「此の字の筆勢翩翩として、鳥の飛ばんと欲するに似たり」（『陳書』卷二十一 蕭允伝）とあり、認可を示す「諾」字についても「鳳尾諾」（『南史』卷四十三 江夏王鋒伝）というように、それぞれ筆跡に特徴が見られるようになる。加えて、すでに後漢時代には、草書・隸書などの書体も確立されていた（富谷二〇一〇、一四七～一四八頁）。書体の確立は、筆跡の個性化と筆跡への着目という風潮を加速させたことであろう。

それにも拘わらず、漢魏時代、特に筆跡が重視され始めていた三国魏時代においても、皇帝による上奏文裁可においては、一貫して必ずしも皇帝の自筆は必要なかった。おそらく、このような状況は上奏文の処理手続きと密接に関係しよう。第一、二章で考察したように、そもそも上奏文の裁可において、皇帝が自筆で裁可したとしても、あくまでも書記官がその後複製して担当官に配布することになる。つまり、皇帝による裁可とは、書記官による上奏文処理手続きの中においてのみ、効力を発するものであった。そのため、上奏文の裁可の際には、皇帝の同意さえあれば、皇帝の自筆裁可は必要なかったのである。

このことは、皇帝の自筆認可が、上奏文裁可による詔書の信用性を担保するものでは決してなかったことを明確に意味する。では、一体何が皇帝の制詔の信頼性を担保していたのであろうか。

第二節 漢魏時代の皇帝裁可と書写材料

前節までに、皇帝の自筆裁可が必ずしも必要ないことを繰り返して述べてきたが、皇帝の上奏文の裁可について、さらに確認すべき点がある。必ずしも皇帝の自筆の裁可を必要としない詔書は如何にして、詔書の信用性を担保していたのであろうか。従来、文書に記される長官の自筆署名が、文書の信頼性を担保するとされてきた（大庭一九九二、二五二頁／富谷二〇一〇、二二四頁）。しかし、近年、邢義田氏が注目すべき学説を提出し、以下のように指摘している。漢代において、印璽こそが公文書の権威・信頼性を保証していたのであり、長官の自署や代理人の別筆による署名に頼っていたのではなかった（邢二〇一a）。また、三国呉も漢代と同様であったとする（邢二〇一c）。三国魏において、印璽は、漢代や三国呉と同様に文書の信頼性を担保するものであったのだろうか。

従来の研究では、魏晉時代以降、紙が官文書に用いられるようになり、官文書の信用性を担保するものとして、はじめて署名の地位が向上し、印璽の重要性が下がったとされる。たとえば、杉村勇造氏は、後漢時代になって、紙が一般的に普及し、文書が紙に書写されるようになると、印章の使用も変化して、朱肉を用いて紙に押すようになり、封泥は廃れた。そして、漢末・三国魏・晋・南北朝時代は、書風も代わり、書状・公文書には、自筆をもって署名されるようになったため、印璽の発展はなく、かえって衰微していくとする（杉村一九六三）^⑥。

一方で、三国魏における、文書と印璽について興味深い史料が存在する。

48（桓）範又た（曹）羲に謂いて曰く、卿の別營近く闕南に在り。洛陽典農の治、城外に在り、呼召意の如し。今、許昌に詣るに、

中宿に過ぎず。許昌の別庫、相い被假するに足る。憂うる所當に穀食に在るべし。而して大司農の印章、我が身に在り。

〔三國志〕卷九 曹爽伝所引魏略

49 大司農の桓範出奔し、曹爽に謂いて曰く、大司農の印、吾が手に在り、所在の倉を開きて食らうを得。

〔通典〕卷二十六 司農卿

史料48・49より、この印璽は、当然文書で倉を開くよう文書を送達する際に、文書の信頼性を担保するために使用されたこと明白である。魏でも漢代・三國呉と同様に、印璽が文書の信用性を担保していたのである。皇帝と印璽の関係については以下の史料がある。

50 魏略に曰く、(明)帝既に劉放の計に従い、司馬宣王を召し、自力にて詔を為り、既に封す。

〔三國志〕卷三 明帝紀裴松之注

魏の明帝が自分で作成した詔に封をしている。封印に用いられる封泥には、当然皇帝の印璽が押されていたはずである。なぜなら、魏晋の出土封検を考察した舂山明氏によつて、魏晋の文書の封検には、多くの場合漢代と同様に封泥匣が存在したことが明らかにされているためである(舂山二〇一五、九三頁)。魏の明帝の詔書の封にも当然封泥匣があり、明帝がそこに璽印を押したことは疑いない。三國魏においても、やはり依然として、漢代から引き続いて皇帝の印璽が制詔に信用性を賦与していたに違いない。^⑦

ただし、本稿で考察している上奏文の処理過程では、皇帝の印璽だけでなく、書記官の印璽もまた、信用性を賦与したことであろう。さらに帝国各地に頒布される場合、各地方官の印璽が詔書の信用性に担保を与えたに違いない。なぜなら、

上奏文が裁可され制詔になれば、各官署に伝達されて、そこで開封され書き写されて、さらに印璽を押され、下級官署に順次伝達されたためである。

しかし、漢代と三国魏の制詔には、深刻な違いが存在する可能性がある。上の先行研究でも触れられているように、漢代から三国魏にかけて、書写材料に大きな変化が起こったのである。周知のように、漢代において、官文書や書籍などには極めて多くの場合、竹簡・木簡、つまり簡牘が用いられていた。第一章冒頭で掲示した事例に明らかのように、漢代において、制詔は二行書きの簡牘を連ねる冊書の形式をもつて作成されていたが、後漢時代後半期以降、紙が書写材料として普及した^⑨。初山明氏によれば、それ以降、文書・簿籍・割り符には簡牘が用いられ、書信や書籍には紙が用いられるという明確な使い分けが存在した（初山二〇二五、一一〇頁）。ただし、例外的に制詔に限っていえば、三国魏という時代は、黄色の紙もしくは絹に書かれた制詔が史上初めて確認される時期である。先行研究で指摘されているように、紙と絹の書写材料としての機能はほぼ同一であり、黄色の紙に書かれた詔と黄色の絹に書かれた詔に本質的な差異は存在しない^⑩。

51其の年、（明）帝、疾に寝せり、燕王宇を以て大將軍と為し、及び領軍將軍の夏侯猷、武衛將軍の曹爽、屯騎校尉の曹肇、驍騎將軍の秦朗と共に輔政せんことを欲すと。……（劉放・孫資）又た深く陳ぶるに、宜しく速やかに太尉の司馬宣王を召し、以て皇室を綱維すべしと。帝、其の言を納れ、即ち黄紙を以て放に授けて詔を作らしむ。 （『三国志』卷十四 劉放伝）

52五月己丑、高貴郷公卒す。年二十。皇太后令して曰く、……事已に覺露し、（高貴郷公）直ちに際會に因りて擧兵し西宮に入りて吾（『皇太后』）を殺し、出でて大將軍（『司馬昭』）を取らんと欲す。侍中の王沈・散騎常侍の王業・尚書の王經を呼び、懷中の黄素詔を出して之を示し、今日便ち當に施行すべしと言う。 （『三国志』卷四 三少帝紀）

三国魏において、上奏文そのものが紙に書かれたのか簡牘に書かれたのか、また、皇帝の裁可を経た後、中書官によつ

て、改めて紙に新たな制詔が書かれたのか否かについては、未だ確言しがたい点が残る。しかし、少なくとも、紙面に朱色で印璽を押すのは南北朝時代になってはじめて史料上に見えると夙に王国維氏により指摘されている（王国維二〇〇四、一〇四―一〇五頁）^①。たとえば、三国魏時代に紙に制詔が書かれていたとしても、詔書文面に印璽を押すことはなかったであろう。三国魏においても、未だ印璽の重要性は低下しておらず、印璽は専ら文書の封印に用いられ、文書の信用性を担保したと考える問題なからう。

このように、後漢時代から三国魏にかけて、筆跡の重視や制詔の書写材料の変容など、従来の皇帝裁可の制度に影響を与える可能性のある変化が起きたが、漢魏時代とも、上奏文の裁可については、必ずしも皇帝が自筆で裁可を下すわけではなかったという状況が一貫して変化することはなかった。詔書施行前に皇帝が必ず文面を点検し自筆で裁可を下すという従来の多くの学説は、漢魏時代の上奏文の裁可の際には少なくとも成立しないのである。

① 詔注に関しては、湖南大学岳麓書院等篇『長沙五一広場東漢簡牘選』一五六頁に従う。なお簡中の「布」については、人名の可能性も『選釈』内で触れられているが、そうすると、「布」が誰なのか判然としない。さらに『選釈』四八、一五四に「錢布」とみえることから、当該簡の「布」は人名として訳さなかった。

② たとえば、李松儒氏は、「詔」字を三種に分類する。『選釈』四六、四七、四八、一三六、一三八を同一人の手とする第一種とし、『選釈』一五六を第二種とし、『選釈』一三を第三種と分類する（李松儒二〇一六）。

③ 邢義田二〇一aにおいても、皇帝の署名は存在しなかったと述べらる。

④ 陳松長・周海鋒、李松儒各氏は、五一広場出土後漢簡の「詔」字について、明確に個人の筆跡の特徴が表れているとする（陳・周二〇一五）李松儒二〇一六。一方、邢義田氏は、「詔」字に個人の特徴は見

られないとする。ただし、邢氏は、少なくとも郴州晋簡上での、点検・認可には、個人の筆跡の特徴が確認でき、どの長官の筆跡か認識できたであろうとする（邢二〇一六）。

⑤ 筆跡の問題は、つまり親筆と代書に関する問題である。六朝時代の親筆と代書の関係については、斯波六郎二〇〇四、四二二―四八二頁参照。なお、書体の発展に伴い、筆跡が後漢末から注目され始めることについては、金文京二〇〇五、三〇七―三一二頁参照。

⑥ 孫機氏も以下のように指摘する。漢代の官印は、本来簡牘を封緘する時に封泥に押印された。紙の流行以降、朱色で紙の上に押されるようになった。印璽は封泥槽による面積の制限から抜け出て、形がますます大きくなった。大きな印璽は携帯に不便で、存在の意義を失っていったとする（孫機二〇〇一、一八八頁）。

⑦ 皇帝の印璽に関して、所謂皇帝六璽の存在が知られている。この六璽の効能については、衛宏『漢旧儀』が最も依拠すべき史料のひとつ

であるが、夙に脱文の存在する可能性が指摘されている。また、皇帝六璽の成立時期についても諸説がある。そのため、本稿では、皇帝六璽の効能については触れることができておらず、今後の検討課題としたい。近年の皇帝六璽についての研究の展開に関しては、阿部幸信二〇〇四参照。

⑧ 角谷常子氏は、文書の正本は、通常兩行に書かれ、編綴された冊書形式であったとし、兩行書きと編綴形式が最も公的で格が高かったとする（角谷二〇〇三）。文書の中でも、制詔は最も格式が高く、兩行で簡牘を連ねた編綴の形式を取っていた。

⑨ 紙と簡牘の併用に対する近年の研究としては、富谷至二〇〇三、初山明二〇一五などが挙げられる。

おわりに

漢代から三国魏にかけての上奏文の処理手続きにおける皇帝の裁可について、三章にわたり考察してきた。

まず、漢代から三国魏にかけていずれも上奏文の最終的な裁可は、先行研究のとおり皇帝が担っていたことを確認した。裁可の形式について、漢代及び三国魏では、「可」などの裁可を示す文字もしくは朱色の鈎印によるものであったと思われる、三国魏においてもおそらく署名による認可ではなかった。その上で、漢魏時代とも皇帝の自筆での裁可は必ずしも必要ではなかったことを明らかにした。

そして、漢代から三国魏にかけては、筆跡に対する認識の変化と書写材料としての紙の普及という大きな変化が起こった時期であった。

筆跡については、後漢時代末期には、すでに筆跡に対する意識は高まっており、なおかつ後漢中期の出土史料上では、地方長官の認可を示す「諾」字の筆跡に各人の個性の違いが看取できるとする研究もある。そのような状況にも拘わらず、

⑩ 初山明氏によれば、絹は「高級な紙」の位置をしめ、紙と共存していくとする（初山二〇一五、一一四頁）。三国魏の黄紙詔書については、富谷氏の見解が定説とされてきたが（富谷二〇〇三、二〇三―二〇四頁）、筆者は富谷説について検討し、富谷氏とは異なる見解を提出している。野口二〇一六参照。

⑪ 『魏書』卷七十六盧同伝「若名級相應者、即於黄素楷書大字、具件階級數、令本曹尚書以朱印印之」や、『北齊書』卷二十三陸法和伝「梁元帝以法和為都督、郢州刺史、封江乘縣公。法和不稱臣、其啓文朱印名上、自稱司徒」が史料として挙げられている。王献唐氏もまた、簡牘から紙素の変化と封泥から色印への変化を関連させ、南北朝時代を紙に印璽を押す濫觴と見なす（王二〇〇九、一九四―一九五頁）。

漢代から三国魏にかけて、上奏文の裁可に皇帝の自筆が必要ななかった。なぜなら、皇帝の裁可は、あくまでも書記官の上奏文処理手続き中で手続きを進めるために必要なものであり、皇帝の自筆裁可がなければ、詔書の信用性を担保できないというわけではなかったためである。

では、皇帝の自筆裁可でなければ、何が漢代から三国魏の詔書の信用性を担保していたのか。端的に答えを述べるならば、詔書の信頼性を担保していたのは、漢魏時代とも印璽であった。印璽は、南北朝以降、紙文書の普及に伴い、その重要性が低下していくとされるが、三国魏では、依然として、封印に用いられており、漢代と同じく、文書の信用性を担保していたのである。

このように、後漢時代から三国魏にかけて、筆跡の重視や制詔の書写材料の変容など、従来の皇帝裁可の制度に影響を与える可能性のある変化が起きた。しかし、漢魏時代とも、上奏文の裁可については、必ずしも皇帝が自筆で裁可を下すわけではなかったという状況が一貫して変化することはなかったのである。

参考文献一覧

(和文)

- 阿部 幸信二〇〇四 『皇帝六璽の成立』、『中国出土資料研究』八。
大庭 脩一九八二 『秦漢法制史の研究』、創文社。
大庭 脩一九九二 『漢簡研究』、同朋舎出版。
金 文京二〇〇五 『三国志の世界・後漢三国時代』、講談社。
栗原 朋信一九六〇 『秦漢史の研究』、吉川弘文館。
斯波 六郎二〇〇四 『六朝文学への思索』、創文社。
杉村 勇造一九六三 『中国の印章』、『ミュージアム』一四九。
角谷 常子二〇〇三 『簡牘の形状における意味』、富谷至編『辺境出土木簡の研究』所収、朋友書店。
鷹取 祐司二〇一五 『秦漢官文書の基礎的研究』、汲古書院。

- 富谷 至二〇三 『木簡・竹簡の語る中国古代・書記の文化史』、岩波書店。
- 富谷 至二〇一〇 『文書行政の漢帝国・木簡・竹簡の時代』、名古屋大学出版会。
- 永田 英正一九七二 『漢代の集議について』、『東方学報』（京都）四三。
- 永田英正編一九九四 『漢代石刻集成』（本文篇）・（図版・釈文篇）、同朋舎出版。
- 中村 裕二一九九一 『唐代制勅研究』、汲古書院。
- 仲山 茂二〇〇二 『漢代における長吏と属吏のあいだ・文書制度の観点から』、『日本秦漢史学会会報』三。
- 野口 優二〇一六 『黄紙詔書再考』、『汲古』六九。
- 馬 怡二〇一〇 『漢代詔書の分類』、『日本秦漢史学会会報』一〇。
- 初山 明二〇一五 『秦漢出土文字史料の研究・形態・制度・社会』、創文社。
- 山本 隆義一九六八 『中国政治制度の研究』、東洋史研究会。
- 米田 健志二〇〇九 『前漢の御史大夫小考』、『史記』三王世家と元康五年詔書冊の解釈に關して、『奈良史学』二七。
- 渡辺信一郎一九九六 『天空の玉座・中国古代帝国の朝政と儀礼』、柏書房。
- 渡辺信一郎二〇〇三 『中国古代の王権と天下秩序・日中比較史の視点から』、校倉書房。
- 渡邊 将智二〇一四 『後漢政治制度の研究』、早稲田大学出版部。
- （中文）
- 陳琳国一九九四 『魏晋南北朝政治制度研究』、天津出版社。
- 陳啓雲一九九七 『漢晋六朝文化・社会・制度・中華中古前期史研究』、新文豐出版。
- 陳松長・周海鋒二〇一五 『君教誥』考論、湖南大学岳麓書院等篇『長沙五・広場東漢簡牘選釈』所収、中西書局。
- 代国璽二〇一五 『漢代公文形態新探』、『中国史研究』二〇一五一一。
- 勞 幹一九七六 『勞幹學術論文集甲篇（上）』、藝文印書館。
- 李 零二〇〇三 『簡帛古書与學術源流』、生活・讀書・新知三聯書店。
- 李松儒二〇一六 『長沙五・広場『君教』類木牘字迹研究』、『中国書法』二〇一六一五。
- 廖伯源一九九七 『歴史与制度・漢代政治制度試釈』、台湾商務院書館。
- 廖伯源二〇〇三 『秦漢史論叢』、五南圖書。
- 劉永華・温海波二〇一七 『簽押為証・明清時期画押の源流、類型、文書形態与法律効力』、『文史』二〇一七一。
- 孫 機二〇〇一 『中国古輿服論叢』、文物出版社。
- 万繩楠一九八九 『魏晋南北朝文化史』、黄山書社。

- 汪桂海一九九九『漢代官文書制度』、広西教育出版社。
- 王国維二〇〇四『簡牘檢署考校注』（胡平生・馬月華校注）、上海古籍出版社。
- 王素一九八六『三省制略論』、齊魯書社。
- 王獻唐二〇〇九『五鐙精舍印話』、青島出版社。
- 謝獅二〇一六『漢魏六朝時期女史探析』、『海南熱帶海洋學院學報』二二一六。
- 邢義田二〇一 a 『漢代簡牘公文書的正本、副本、草稿和簽署問題』、『中央研究院歷史語言研究所集刊』八二一。
- 邢義田二〇一 b 『治国安邦・法制、行政与軍事』、中華書局。
- 邢義田二〇一二『漢至三國公文書中的簽署』、『文史』二〇一二一三。
- 邢義田二〇一六『漢晋公文書上の君教諸』、『説』長沙五一広場東漢簡牘選釈『札記之一』、『簡帛網』
http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=2938。二〇一六年九月二六日發布、二〇一八年七月三日閲覽。
- 閔步克二〇〇九『察舉制度變遷史稿』、中国人民大学出版社。
- 嚴耕望二〇〇六『嚴耕望史學論文選集』（下）、中華書局。
- 楊鴻年一九六三『漢魏中書』、『文史』第二輯。
- 楊鴻年二〇〇五『漢魏制度叢考』、武漢大學出版社。
- 余英時一九七六『歷史与思想』、聯經出版事業公司。
- 祝綉斌一九九〇『兩漢魏晋南北朝宰相制度研究』、中国社会科学出版社。

【附記】

本稿の審査通過後に、台湾中央研究院歷史語言研究所の劉欣寧氏より、同「漢代政務溝通中的文書与口頭伝達…以居延甲渠候官為例」（『中央研究院歷史語言研究所集刊』八九一三、二〇一八年）を賜った。氏の論文は前漢時代を主に考察しているが、長官による認可形式についての考察など、本稿の内容とも関係する点がある。併せて参照されたい。

また、本稿の五一広場簡中に見える「械肝曹下詭肝」の解釈について、立命館大学の鷹取祐司教授より、ご教示いただいた。ここに御礼申し上げます。

The Procedures for the Execution of Reports to the Throne
and the Sanction of the Emperor During the Period
Extending from the Han to Cao Wei

by

NOGUCHI Yu

During the period extending from the Han dynasty to Cao Wei of the Three Kingdoms, the ultimate sanction of reports to the throne was rendered by the emperor. It is highly likely that approval from the Han to Cao Wei was designated by physically writing the character 可 (*ke*) or with the red imprint of a carved seal. There is no evidence of approval being granted with the emperor's signature from the Han-to-Wei period. Moreover, I have made clear that in both the Han and Wei periods the emperor's holographic signature was not necessarily required to indicate approval.

Then period from Han to Cao Wei was one of change when consciousness of calligraphy underwent a transformation and there was also a great change in the dissemination of paper as a material for transcribing written records; and these changes likely had an influence of the previous system of imperial sanction. However, reliability of written imperial edicts was insured by the imperial seal during the both the Han and Cao Wei. Ultimately, as regards approval of reports to the throne in both the Han and Cao Wei periods, the situation that did not necessarily require the emperor to indicate his approval with his own brush continued without change.